健全化判断比率等の算定方法

●健全化判断比率

実質赤字比率	 一般会計等の実質赤字額	(△1,328,428千円)	前年度
△12.80%	 標準財政規模	(10,376,843千円)	△7.35%

※負数の場合、実質赤字比率無しとされる。

- ○一般会計等:一般会計、公共用地取得事業特別会計
- ○実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)
- ○標準財政規模=標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

	連結実質赤字比率 = △28.48%	連結実質赤字額	(△2,955,938千円)	前年度
		標準財政規模	(10,376,843千円)	△22.14%

※負数の場合、連結実質赤字比率無しとされる。

- ○連結実質赤字額:①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額
 - ①一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、 実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ②公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ③一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ④公営企業の特別会計のうち、資金の譲与額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率 7.03660% (3ヵ年平均) 6.9% (地方債の元利償還金 + 準元利償還金)ー 1,612,919千円 (特定財源等+元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 0千円 1,576,226千円 標準財政規模ー(元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 10,376,843千円 1,576,226千円

- ○準元利償還金:①から⑤までの合計額
 - ①満期一括償還地方債について、償還期限を30年とする元金均等年賦償還とした場合に おける1年あたりの元金償還相当額 <伊豆市は該当なし>
 - ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源 に充てたと認められるもの
 - ③組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤一時借入金の利子 <伊豆市は該当なし>

将来負担額 - (充当可能基金額 前年度 37.9% 27,022,480千円 5,790,760千円 +地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額) 17,655,074千円 標準財政規模ー(元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 10,376,843千円 1,576,226千円

- ○将来負担額:①から⑧までの合計額
 - ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ②債務負担行為に基づく支出予定額(地方債に準ずるもの)
 - ③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担見込み額 〔対象公営企業:上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業〕
 - ④組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担金等見込額 〔対象組合等:駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、田方地区消防組合〕
 - ⑤退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
 - ⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 <伊豆市は該当なし>
 - ⑦連結実質赤字額 <伊豆市は該当なし>
 - ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 <伊豆市は該当なし>
- ○充当可能基金額:①から⑥に充てることができる基金
- ○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

●資金不足比率

資金不足比率 = 一 資金不足の額

事業の規模

○資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額= (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために

起こした地方債の現在高一流動資産)一解消可能資金不足額

(法非適用企業)資金の不足額=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の 経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)

一解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模

(法適用企業) 事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

(法非適用企業)事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

(参考)資金剰余額

水道事業会計731,842 千円温泉事業会計535,544 千円下水道事業会計216,588 千円簡易水道事業特別会計47,779 千円